

使用料規程新旧対照表
(傍線は変更部分)

変更後	変更前	変更の理由
<p>第6節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音</p> <p>教育活動又は文化活動の一環として開催される発表会、競技会その他の催事であって以下に定めるもの(以下「教育・文化関連催事」という。)において、当該催事に参加する団体若しくは任意のグループ又は個人(いずれも営利を目的として参加するものを除く。以下「参加者」と総称する。)が、公の演奏又は上映を行うことを目的としてレコードの複製及びレコード実演の録音を行う場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1～3 (変更なし)</p> <p>4 ダンスの競技会その他これに類する催事</p> <p>①邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演 1催事あたり、1曲5,000円</p> <p>②洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演 1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額</p> <p>(本節の備考)</p> <p>(1) (変更なし)</p>	<p>第6節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音</p> <p>国、地方公共団体その他の公法人、又は特殊法人、公益法人、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない団体が主催又は後援して教育活動又は文化活動の一環として開催する発表会、競技会その他の催事であって以下に定めるもの(以下「教育・文化関連催事」という。)において、当該催事の参加団体(営利を目的とする団体を除く。)又は個人が、公の演奏又は上映を行うことを目的としてレコードの複製及びレコード実演の録音を行う場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1～3 (略) (新設)</p> <p>(本節の備考)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>主催・後援団体の限定を削除</p> <p>営利目的の参加者が行うレコード複製等は、当該者が団体・グループ・個人のいずれかであることを問わず、管理対象外であることを明記</p> <p>ダンス競技会に係る規定を新設</p>

変更後	変更前	変更の理由														
<p>(2) 1、<u>2又は4</u>の規定を適用するにあたり、第一次予選から最終本選に至るまで複数段階が存在する発表会、競技会その他の催事については、全段階を通じて「1催事」とみなす。</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p><u>(4) 4の規定が適用される催事について、包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、4の規定にかかわらず、参加者ごとの利用曲数の合計に応じて表に定める額とすることができる。この場合において、当該催事に下記①、②の各事由が認められるときは、該当する事由ごとに、それぞれ下記の割引率を乗じて使用料を算定することができる。</u></p> <p>① <u>非営利法人のみの主催に係る大会又は非営利教育機関若しくは教育委員会の主催若しくは後援に係る大会であること。 60%</u></p> <p>② <u>参加者が専ら児童、生徒又は学生であること。 50%</u></p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="217 963 887 1374"> <thead> <tr> <th>参加者ごとの利用曲数の合計</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50曲まで</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>100曲まで</td> <td>78万円</td> </tr> <tr> <td>150曲まで</td> <td>114万円</td> </tr> <tr> <td>200曲まで</td> <td>148万円</td> </tr> <tr> <td>250曲まで</td> <td>180万円</td> </tr> <tr> <td>250曲を超える場合</td> <td>50曲までを増すごとに、30万円を加算して得た額</td> </tr> </tbody> </table>	参加者ごとの利用曲数の合計	使用料額	50曲まで	40万円	100曲まで	78万円	150曲まで	114万円	200曲まで	148万円	250曲まで	180万円	250曲を超える場合	50曲までを増すごとに、30万円を加算して得た額	<p>(2) 1 <u>及び2</u>の規定を適用するにあたり、第一次予選から最終本選に至るまで複数段階が存在する発表会、競技会その他の催事については、全段階を通じて「1催事」とみなす。</p> <p>(3) (略) (新設)</p>	<p>ダンス競技会に係る規定の新設に伴う変更</p> <p>ダンス競技会に係る規定について、各参加者が使用するレコードについて、主催団体等が支払う包括使用料に関する特則を整備</p>
参加者ごとの利用曲数の合計	使用料額															
50曲まで	40万円															
100曲まで	78万円															
150曲まで	114万円															
200曲まで	148万円															
250曲まで	180万円															
250曲を超える場合	50曲までを増すごとに、30万円を加算して得た額															

変更後	変更前	変更の理由
<p><u>なお、表に定める使用料額は、本規定の変更実施日から1年が経過するまでの間に包括的利用許諾契約が締結された催事に限り、本規定の変更実施日から1年が経過するまでの間は、表に定める使用料額の50/100相当額、本規定の変更実施日から1年経過してから2年が経過するまでの間は、表に定める使用料額の60/100相当額、本規定の変更実施日から2年経過してから3年が経過するまでの間は、表に定める使用料額の80/100相当額にそれぞれ読み替える。</u></p>		<p>主催団体等が支払う包括使用料について、経過措置を整備</p>
<p><u>附則</u> <u>(実施の日)</u> <u>この使用料規程のうち、「第6節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音</u> <u>4 ダンスの競技会その他これに類する催事」の規定については、令和6年3月31日から実施する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>変更実施日を規定</p>